

## 「第9次水質総量削減計画」の策定について

### 1 要旨・目的

水質汚濁防止法の規定に基づく法定計画である水質総量削減計画について、環境審議会、パブリックコメント、市町意見聴取及び国への協議の手続きを踏まえて、令和4年9月30日付けで国の同意が得られたので、第9次水質総量削減計画を令和4年10月24日付けで策定し、同日付けで告示する。

### 2 経緯

- 令和4年1月24日 国による第9次総量削減基本方針の策定
- 令和4年5月19日 生活福祉保健委員会において素案の説明
- 令和4年5月19日 環境審議会へ諮問
- 令和4年6月6日 環境審議会の開催
- 令和4年6月10日～7月15日 パブリックコメント実施【意見件数】6人（16件）
- 令和4年6月10日～7月19日 関係市町への意見聴取【意見件数】0件
- 令和4年8月2日 環境審議会から答申
- 令和4年8月2日 環境大臣へ協議
- 令和4年9月30日 環境大臣の同意

#### 【対応状況】

計画本文を修正する内容はなかった。（一部表現修正のみ）

#### ＜環境審議会における主な意見＞

- ・豊かな瀬戸内海に戻るためには、プランクトンの増加メカニズムの解明やデータに基づいた科学的根拠の整理が必要である。
- ・実証試験は、現状の水質を悪化させないよう環境に配慮して実施してほしい。

#### ＜パブリックコメントにおける主な意見と対応＞

意見の概要	意見への考え方・対応
実証試験に特化した基準を創設することは評価するが、今後、さらに規制を緩和するなどの対応が必要ではないか。	国の基本方針を踏まえて、地域の実情及び実証試験の結果等を考慮し、科学的知見に基づいた様々な施策の具体化を図ります。
実証試験はどここの海域で実施するか。	科学的知見の集積を図ることができるように、水質を含め、様々な観点から対象の海域の検討を進めていきます。

### 3 第9次水質総量削減計画の概要

#### (1) 策定に当たっての考え方

- ア 計画については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に即して、現在の水質を悪化させないことを目途として目標量の達成を図る。
- イ 計画に基づく総量規制基準については、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、下水道業において能動的な管理運転の実証試験に特化した基準を創設する。

(2) 目標量(国の方針において設定)

(単位：t/日)

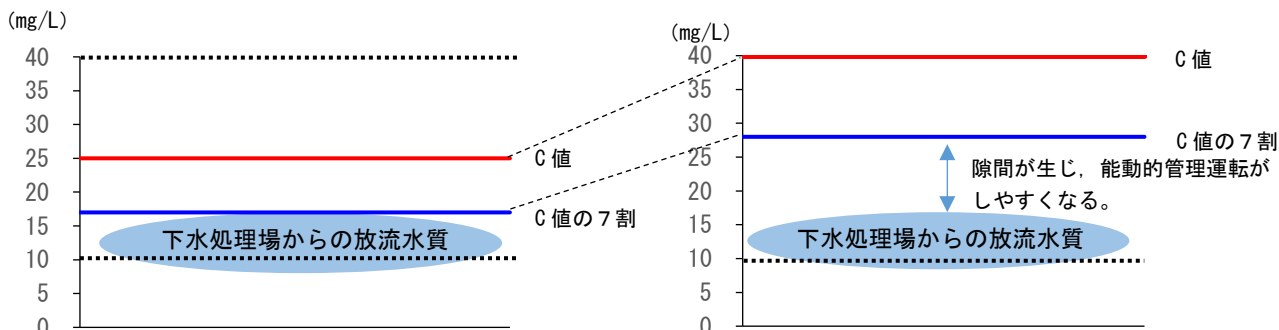
区分	化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量		
	参考		参考		参考		
	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	第9次 (R6) 目標	第8次 (R1) 実績	
合計	40	42	42	42	2.5	2.5	
内訳	生活系	13	15	13	13	1.2	1.2
	産業系	20	20	11	12	0.5	0.5
	その他	7	7	18	17	0.8	0.8

(3) 計画に基づく総量規制基準の設定

- 総量規制基準（C値）は、国が業種ごとに定めた上限値及び下限値の範囲内で県が定めることとされている。
- 改正瀬戸法による適切な栄養塩類管理を行っていくためには、栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから、特定の海域において様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、今回、下水道業について、冬季における能動的管理運転の実証試験に特化した基準を創設する。
- なお、下水道業以外の総量規制基準値については、現行基準を継続する。

図 下水道業におけるC値を変更した場合のイメージ

窒素含有量のC値を25mg/lから40mg/lへ変更した場合



注1) 実態として、下水道管理者は、基準超過を防ぐため、C値の7割程度で運転

注2) 点線は、国の示す基準値の範囲

表 下水道業（通常処理）におけるC値を変更した基準

区分	窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
	既設	新增設	既設	新增設
現行基準	25	20	3	2
変更基準案	通常	25	3	2
	実証試験（冬季）	40	30	4

(新設)

(4) 根拠法令

- 水質汚濁防止法第4条の3（総量削減計画）
- 水質汚濁防止法第4条の5（総量削減基準）